

平成23年2月末から「ねんきんネット」情報（年金加入記録）がインターネットや市区町村の窓口でも確認できるようになりました

○ 「ねんきんネット」サービスが始まりました

平成23年2月末から年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービス「ねんきんネット」が始まりました。

◆年金加入記録が一覧で確認できます！

国民年金や厚生年金など、加入状況が一覧で確認できます。

◆未加入期間などがわかりやすく表示されています！

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/neko/>

詳しくは「ねんきんネット」で検索

○飯館村の窓口でも

インターネットのご利用が難しい方には、年金事務所だけでなく、飯館村の窓口でも簡単な手続きで年金加入記録を確認することができます。

窓口では年金加入記録のほかに、記録の見方を説明したリーフレットもあわせて配布します。

【年金記録 印刷サンプル】

日本年金機構
Japan Pension Service

年金記録照会(印刷)

更新年月 日本平成26年9月10日 年金記録は約1ヶ月ごとに更新されます。

性別 男性 生年月日 昭和42年3月27日

基礎年金番号 7563-999999

厚生年金加入記録

就職年月	退職年月	お勤め先の会社名	標準報酬額月額実支・標準賃与年月	厚生年金基金	標準報酬額月額・標準賃与額
自:平成元年4月 迄:平成6年4月		○○株式会社	平成元年4月 基金加入 240,000円 平成元年10月 基金加入 280,000円 平成2年10月 基金加入 280,000円 平成3年3月 基金加入 300,000円 平成3年10月 基金加入 200,000円		

各月の年金記録

年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成02年度	20歳	/	/	固年	固年	固年	固年	固年	固年	固年
平成03年度	21歳	未加	未加	*	*	*	*	未	未	未
平成元年度	22歳	厚年	厚年	厚年						
平成2年度	23歳	厚年	厚年	厚年						
平成3年度	24歳	厚年	厚年	厚年						
平成4年度	25歳	厚年	厚年	厚年						
平成5年度	26歳	厚年	厚年	厚年						
平成6年度	27歳	始保	始保	始保						
平成7年度	28歳	始保	始保	始保						
平成8年度	29歳	固年	固年	固年						
平成9年度	30歳	固年	固年	固年						

加入期間の情報

国民年金	厚生年金
第1号被保険者(a)	
加入月数	000
納付済月数	180
全額免除月数	001
4分の3免除月数	000
半額免除月数	001
4分の1免除月数	000
学生納付特例等月数	000
第3号被保険者(b)	
納付月数合計(a)+(b)	213
未納月数(c)	002
加入月数(d)+(b)+(c)	215
合計期間	281

※窓口での手続きを行う場合は、本人確認書類（運転免許証など）とともに必ず、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）または照会番号がわかるもの（ねんきん定期便など）をご持参下さい。

※旧法受給者および共済加入中の方は、本サービスはご利用いただけませんのでご了承ください。

ご不明な点は、飯館村役場住民課（☎ 421617）または、相馬年金事務所（☎ 36-5171）へお問い合わせください。

農業委員会からのお知らせ

《農業関係者と村農業委員会が合同で意見交換会を開催しました》

1月21日宿泊体験館「きこり」を会場に認定農業者連絡協議会や集落営農推進連絡協議会ら農業関係者と村農業委員会が合同で「戸別所得補償制度と耕作放棄地対策」に関する意見交換会を開催しました。

交換会では、相双農林事務所農業振興普及部農業振興課の吉田清さんから戸別所得補償制度と耕作放棄地対策について、次の説明がありました。

まず、平成23年度から新たに始まる畑作物の戸別所得補償の概要について説明がありました。戸別所得補償制度は販売価格が生産費を恒常に下回っている作物の差額を交付する制度で、農業経営の安定や国内生産力の確保などを目的にしています。

対象となる作物は小麦、大豆など9品目です。また、水田は水田活用の所得補償交付金として飼料作物、米粉用・飼料用米のほか、WCS稻（稻発酵粗飼料）や加工用米なども補償の対象になります。交付対象者は対象作物の生産数量目標に従って販売目的の生産・耕作をする必要になります。

耕作放棄地対策については耕作放棄地再生利用交付金の説明がありました。

この制度は、所有者に代わって耕作放棄地を再生・利用する取組みをする人に交付金を支払うものです。交付の対象は農振農用地区域内の耕作放棄地で再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地です。

説明終了後、出席者からの「畑作物に対しての営農継続支払いはあるのか」などの質疑に、「当面は前年度の生産面積に基づき支払うことになると思われる」といった回答がありました。

農業委員会としても耕作放棄地解消のために遊休農地の調査や農地台帳の整備に積極的に取り組みたいとしています。

○お問い合わせ 飯館村農業委員会（☎ 42-1629）



▲戸別所得補償制度や耕作放棄地再生利用交付金について説明する吉田さん



▲真剣な表情で説明に耳を傾ける出席者